

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に入社し、平成〇年〇月から、B所在の会社C部D営業所（以下「事業場」という。）に所属して、スーパーバイザー（以下「SV」という。）の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日以降、新規開店及び閉鎖を含む5～7店舗を担当することとなり、時間外労働時間が月100時間を超え、2週間以上の連続勤務も2回行うなど、業務量が著しく増大し、1か月に時間外労働時間が160時間程度となった結果、精神障害を発病したという。

被災者は、同年〇月〇日、自宅において、死亡しているところを発見された。死体検案書によると、死亡したとき：「平成〇年〇月〇日夜頃」、直接死因：「縊死」、死因の種類：「自殺」とされている。

請求人は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、被災者が昇格により環境が変わるとともに、仕事が増え、連続勤務や長時間労働が重なったことが原因で、平成〇年〇月中旬頃までに精神障害を発病していたことは優に認められるところであり、心を病んで自殺に追い込まれたものと考えている旨主張している。

一方、被災者の精神障害の発病の有無について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は平成〇年〇月頃から疲労感等の症状が出現し、同年〇月頃には落ち込んでいる様子が確認されている。その後、同年〇月〇日に『死にたい。』という内容のメールを知人や家族あてに送信していたことが確認されている」ものの、「特段それ以外に被災者の心身の変調を確認できるような申述はされていない。よって、精神障害の発病を明確に裏付ける病像は確認されて」おらず、「ICD-10診断ガイドラインに分類されている精神障害に当てはめることは難しい。また、同様に自殺原因も言及できない。」旨の意見を述べている。

当審査会も、請求人らの主張を踏まえ、本件の一件記録を精査したところ、

被災者の精神障害の発病を合理的に推認するに足りるものは認められず、請求人による被災者の発病時期の様子に係る申述を加味しても、発病に至っていたとは判断し難いことから、専門部会の意見は妥当であり、被災者は I C D - 1 0 診断ガイドラインに分類される具体的な精神障害を発病していたものとは認められないとする見解は妥当であるものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準では対象疾病が定められ、その対象疾病を発病していることが「第2 認定要件」の1において定められている。

そうすると、上記(1)で判断したとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められないことから、認定要件の1を満たさず、他の認定要件を審査するまでもなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(3) その他請求人らの主張についても子細に検討したが、被災者が精神障害を発病していたと認められない以上、これらを採用することはできない。

(4) 以上のとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められず、その死亡は業務上の事由によるものとは認められないものではあるが、請求代理人は、本件公開審理において、被災者のメールの内容からみて、何らかの精神障害に罹患していたものと判断される旨あらためて主張するなど、精神障害の発病可能性について強く主張しており、また、専門部会の上記意見書には「平成〇年〇月中旬頃までに、何らかの精神障害を発病していた可能性は否定できない。」との記述も認められることから、当審査会においては、平成〇年〇月中旬頃に被災者が認定基準の対象疾病である何らかの精神障害を発病したと仮定して、業務に係る出来事についても念のため検討することとした。

ア 請求人らは、①被災者が発病直前1か月間に160時間を超える時間外労働を行ったと認められることから、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「極度の長時間労働」として「特別な出来事」に該当すること、②被災者が平成〇年〇月〇日にS Vに昇格して5店舗を担当し、さらに同月〇日には新規店舗の開店に関与するなど、

業務量が増大し、時間外労働時間も倍以上に大幅に増加したこと、③被災者が、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの13日間及び同月〇日から同月〇日までの間、二度にわたって2週間以上の連続勤務を行ったこと、及び④母の日にギフトを3つも送ってくるなど、会社にノルマがあったかもしれないことなどを主張している。

イ 請求人らが主張する被災者の労働時間については、その算定根拠は明らかではないものの、監督署長や審査官も、被災者の死亡1か月前の1か月当たりの時間外労働時間数を最大で91時間38分と認定しており、ある程度の長時間労働に従事していたものと推認できる。しかしながら、E所長は「時間外労働の実態について、遅刻等があり、時間にルーズだったので、ダラダラ遅くなったりしていたのだと思う。」「日にもよるが、被災者を含め各担当者は適宜必要に応じて休憩や休息を取っていると思う。残業する場合であれば、2～3時間程度は自由に過ごしていたのではないかと思う。」及び「被災者は、店舗では携帯電話でゲーム等仕事以外のことをしていたとか、仮眠を取っていたという話は複数の店舗から出ていた。」旨述べており、F店長及びGは「被災者は、店舗に来ると、コーヒーを買って『一服しよう。』と誘ってきた。被災者は喫煙スペースにいる時間が多かったと思う。店舗内の事務所にボーッと座って、携帯電話を操作していることがよくあった。」旨述べている。

これら業務の実態からすると、被災者は恒常的な長時間労働を要する業務に従事していたものとはいえず、また、仮に請求人らが主張するような極度の長時間労働に従事していたとしても、精神的に常時緊張を強いられていたものとは認め難いことから、その心理的負荷は「強」に至るものとは認められない。

また、請求人らは、被災者が二度にわたってほぼ連日深夜に及ぶ2週間以上の連続勤務を行った旨述べているところ、当該出来事は、認定基準別表1の「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものの、上記の就労実態からみて、その心理的負荷は「弱」であると判断する。

ウ 平成〇年〇月にS Vに昇格した出来事については、認定基準別表1の「自分の昇格・昇進があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当するも

の、E所長は「被災者はS Vになりたてだったので、店舗数は少なくしていた。」旨述べており、H所長代行は「担当店舗は6店舗であり、かなり少ない状況であった。厳しい店長がいる店等、対応が困難な店を担当していたわけではない。」旨述べている。さらに、I マネージャーも同旨を述べていることからすると、S V昇格後の業務はさほど困難なく対応できたものと認められるものであり、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 平成〇年〇月から同年〇月にかけて、新規開店店舗や閉店店舗への対応のほか、花火大会の応援等に携わったことが認められ、これに伴う時間外労働時間数も増加しており、これらの出来事は、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認められる。しかし、H所長代行は「開店業務の場合は、他のS Vがサポートするなどバックアップ体制は整っており、当時の被災者は初めて開店業務を担当したので、通常よりもさらにサポートをしていた。」旨述べており、E所長は「花火大会も10名以上で支援していた。」旨述べていることからすると、S Vになりたてで、不慣れな面があったことから、時間外労働時間が多少増加したものと認められるものの、十分なサポートはなされていたと判断し得るものであり、仕事内容が変化した後の業務の負荷が大きかったとはいえず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

オ 母の日やお中元、お歳暮等のギフトの件について、H所長代行は「ノルマはないが、目標はあった。目標を達成しなかったとしても、大きな影響はないし、叱責等もない。」旨述べており、認定基準別表1の「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみることができると、当該目標はあくまで目標にすぎないと認められるものであり、達成できない場合であっても、ペナルティーを課されるわけではないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

カ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が4つあるところ、ある程度の長時間労働が認められるものの、業務の実態からみて、被災者が恒常的な長時間労働を要する業務に従事していたものとはいえず、また、精神的に常時緊張を強いられていたものとも認め難いことから、強い心理的負荷があったものとは認められず、仮に発病していたとし

ても、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であるものと判断する。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷や個体側要因についてみると、被災者には〇円程度の借金があったとされているところ、請求代理人は「被災者が弁護士に借金問題で相談し、〇円程度の借金で自殺する必要はないものと説明を受けており、被災者もそのことを十分認識していたものと推認できる。」旨述べており、本件公開審理においても、「借金は解決の目途が立っており、大きなストレスを感じるものではなかった。」旨述べている。しかし、Jが「被災者の借金の原因は車だと思う。」及び「私が退職した平成〇年〇月頃には〇円程度あると言っていたが、本当はもっとあったと思っている。亡くなる直前には〇円程度に増えたと聞いた。その時は借金で困っていて自殺したいと言っていた。」旨述べていることからすると、請求代理人が主張するように、被災者が借金問題の解決に向けて努力していた可能性はあるものの、その借金額は、被災者の収入と比較すると、甚大なものであるとみることが相当であり、さらに請求人である母への定期的な仕送りも必要であったという事情に鑑みると、借金による苦悩は深刻なものであったと推認されるものである。

3 以上のとおりであるので、被災者は認定基準に定める対象疾病を発病しているものとは認められず、仮に何らかの精神障害を発病していたとしても、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であって、当該精神障害は業務上の事由によるものとは認められないから、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。